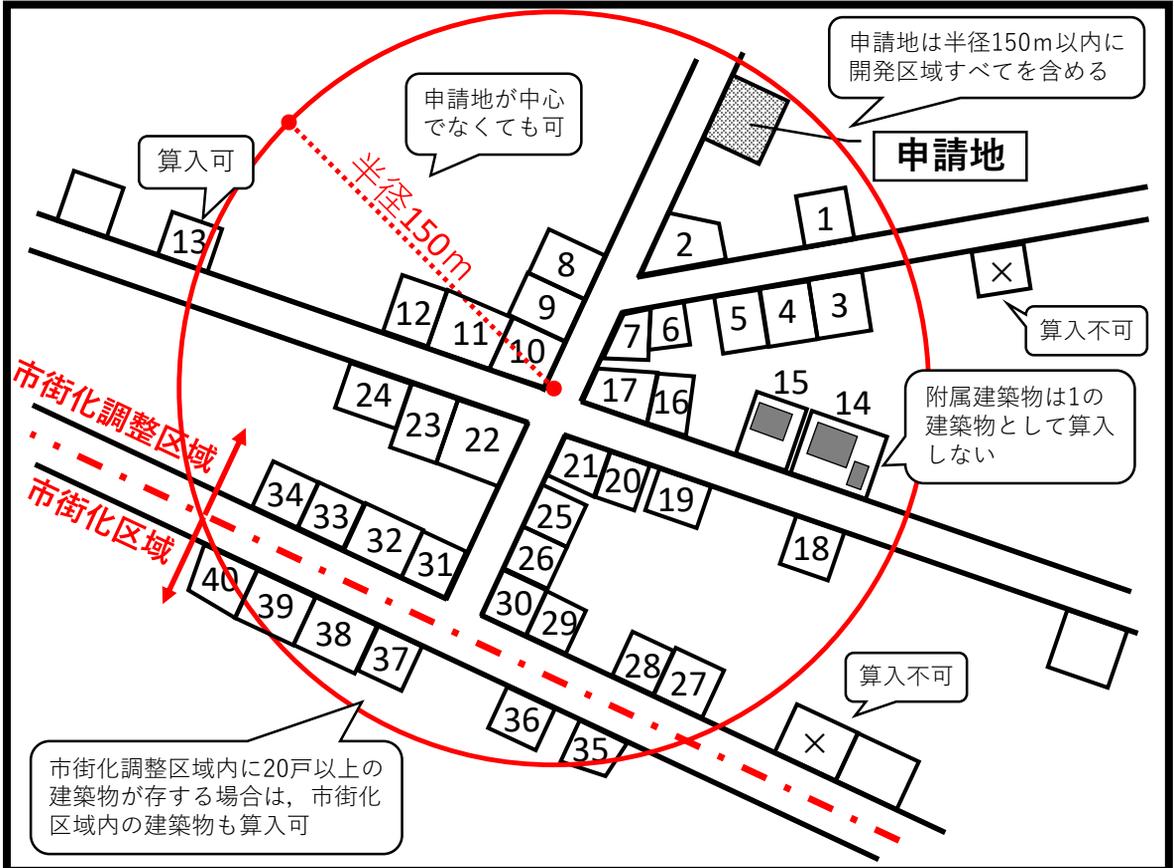
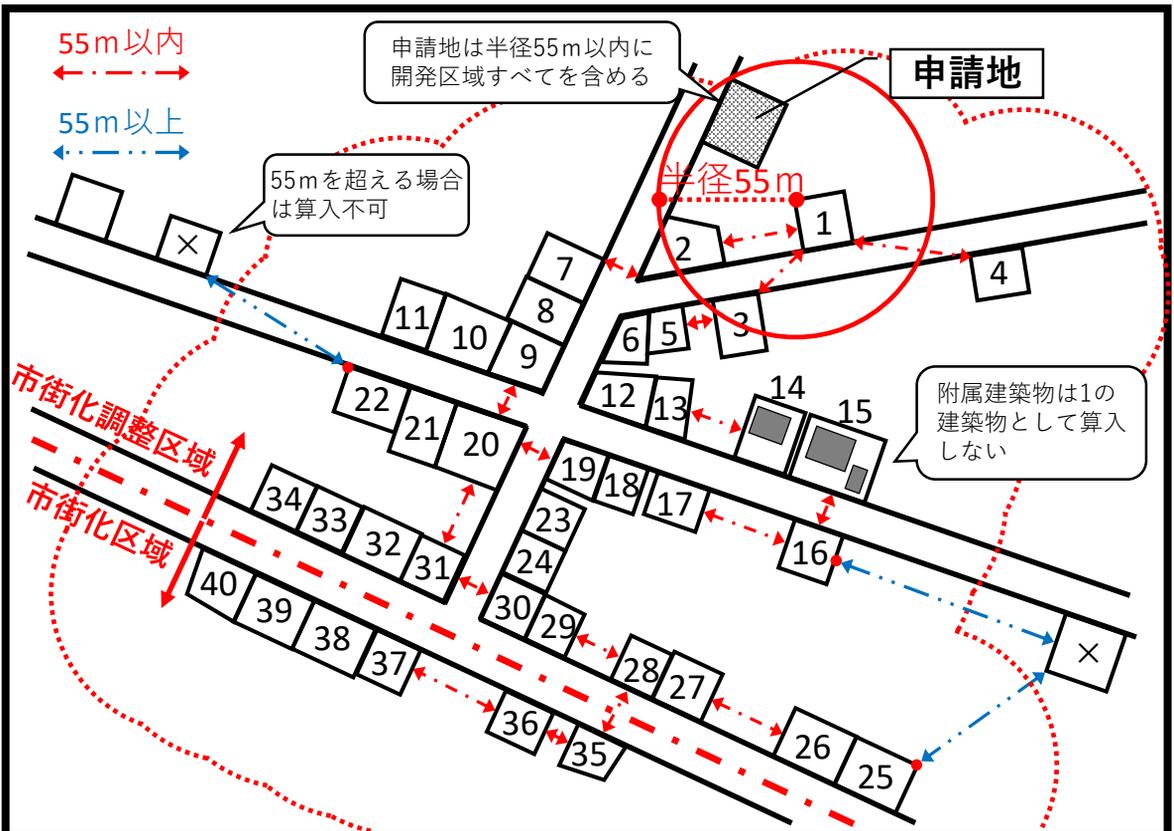


連たん制度概念図 (法第34条第11号 ※市条例第5条)

ア. 半径150mの範囲内に40以上の建築物が連たんしている地域



イ. 敷地間の距離が55m以内で40以上の建築物が連たんしている地域



※「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」及び「同条例施行規則」に基づく
連たん制度における注意事項

1. 1宅地の最低敷地面積 165㎡以上 (条例第4条第1項)
2. 建蔽率 60%以下 (建築基準法に基づく)
3. 容積率 200%以下 (〃)
4. 建築物の最高高さ 10m以下 (第二種低層住居専用
地域の高さ制限に準ずる)
5. 指定する土地の区域 (条例第5条)
 - (1) 開発区域の面積が5ヘクタール未満
 - (2) 以下の区域を含まない区域
 - ① 災害危険区域
 - ② 地すべり防止区域
 - ③ 急傾斜地崩壊危険区域
 - ④ 土砂災害警戒区域
 - ⑤ 浸水被害防止区域
 - ⑥ 浸水想定区域 (想定浸水深3.0m以上) (規則第3条)
 - ⑦ 農業振興地域内の農用地区域 (規則第4条)

※開発行為の場合、開発の目的及び周辺の状況等から必要に応じて
法第41条の指定を行うことがあります。